

行政機関等による教科書採択への不当な介入の中止を求める声明

2012年度および2013年度の高校教科書採択に際して、学校が選定した特定の教科書について東京都教育委員会および神奈川県教育委員会がその採択を認めず他の教科書に変更させるという前代未聞の事態がおこった。また、大阪府教育委員会が、特定教科書を採択した学校の生徒に「補完資料」を配布し、それにもとづき生徒に教えることを強制する事態もおこった。さらに埼玉県議会および同文教委員会が、県教育委員会に対し、特定教科書の採択のやり直しを行うよう要求する事態もおこっている。

とくに問題とされたのは、実教出版株式会社発行の『高校日本史A』および『高校日本史B』における戦後史のなかの国旗国歌法の成立にふれた箇所において、「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と注記した部分である。この記述は、文部科学省が「権限のある者が職務命令をもって命ずるということを『強制』と表現することは誤りと言えない」（「産経新聞」2013年3月28日付）と判断し、検定に合格させたものである。

この記述に対し、東京都教育委員会は、国旗掲揚・国歌斉唱の指導は学習指導要領に示された教員の責務だとし、大阪府教育委員会は配布した「補完資料」において、国歌の起立斉唱を義務づけた大阪府条例の合憲が最高裁判決で確認されたとしている。では、学習指導要領が教員の責務だと定めれば、あるいは最高裁が合憲だと判断すれば、「権限のある者が職務命令をもって命ずる」じ違反者に懲戒処分を加えても、それを「強制」と表現することは客観的事実とはいえない誤りとなるのか。

そもそも歴史教育にとって最も肝要なことは、あくまでも客観的事実にもとづくことである。また、その事実の評価について見解が分かれる場合にも、客観的事実を示しながら生徒がみずから判断できるようにすることである。学校教育法が掲げる高校教育の目標も「社会について広く深い理解と健全な批判力を養う」としている。しかるに権力をもつ行政機関等が、みずからの見解と異なる表現を生徒の目に触れさせまいとして特定教科書を排除したり、特定の見解の教授と学習を強制したりすることは、歴史教育の目的に反するのみならず、日本国憲法の保障する思想・表現・学問の自由、ならびに生徒の学習権を政治権力が侵害する憲法違反の行為というべきである。

学習指導要領も認めるように、教育課程の編成権は各学校にあり、教育課程の実施にあたって重要な役割をはたす教科書の採択は、教職員の専門性にもとづく学校と教職員の判断にもとづいて行われるのが当然である。それは日本も参加して採択された国連ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」でも認められているところである。

また、教科書検定制度の是非はしばらくおくとしても、現行法制において教科書記述の適否を判定し検定を行う権限を与えられているのは文部科学省のみであり、そうした権限をもたない地方教育委員会が、一方的に特定教科書の採択排除を強制する行為は、法治国家にはありえない無法な出版妨害行為である。

どの面からみても今回の行政機関等による教科書採択への介入は、教育への不当な介入といわなければならない。戦前の歴史教育が政治権力の考え方を一方的に注入し、誤った戦争に国民を動員する上で大きな役割を担った経験に照らしても、政治権力の見解のみを一方的に押し付ける結果をもたらす教育への政治介入は、平和的民主的社会の根幹をゆるがすものであって、到底看過することはできない。

以上の理由から、本年以降の教科書採択にあたっては、行政機関等が採択への不当介入を行わないことを強く求めるものである。

2014年3月15日

日本歴史学協会

会長 廣瀬 良弘

同会 歴史教育特別委員会

委員長 近藤 一成

同会 学問思想の自由・建国記念の日問題特別委員会

委員長 服藤 早苗